

福岡県子ども・子育て会議 幼保連携型認定こども園部会 第2回会議 会議録

- 1 日 時 平成26年5月9日(金) 10:00~11:40
- 2 場 所 行政棟 福祉労働部会議室
- 3 出席者 石井委員、佐々木委員、菱谷委員、森田委員、宮崎委員代理
- 4 会議録

(1) (事務局) 国の省令とスケジュールの変更について説明

(森田委員) 国の省令のパブリックコメントの期間が短かった気がするのですが、何かご意見とかは出たのでしょうか？

(事務局) 国に確認したのですが、どういう意見があったのか、ということについては聞いておりません。パブリックコメントの期間が短くなった理由については、国の子ども・子育て会議の議論についてこれまでも情報公開してきたこと、各都道府県において条例の策定を急ぐ必要があることから、パブリックコメントの期間が短くなったと聞いております。

(菱谷委員) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領については事前に出されていた案と大幅に変わってしまい、案の策定作業に関わった先生方にとっては「教育の理念を書き込んでいた部分が削られている」ということで、心外な状況だったみたいです。新制度によって大きく制度が変わり、現場の先生方が不安を抱えている中で、質が向上していくようにと考慮して作成された内容が削除されたということで、質の向上というものがちゃんと守られていくのか、心配なところです。

基準の中で県が国より良い内容のものを作っていただくことが大切だと思っております。

(事務局) 教育・保育要領については、具体的に現場で運用していただくための細かな内容について、秋ごろに出される解説書の中に盛り込まれるのではないかと考えております。今後、県として現場に周知する際には、解説書の内容も含めて説明を行ってまいりたいと考えております。

(部会長) 案の策定作業にあたった先生方の願いとか思いが教育・保育要領に反映されていない部分については、条例で反映できるものは反映してもらいたいと思います。

国の省令の公示が3月末から4月末に1か月間伸びたというのは、理由は明らかになってますか？

(事務局) 遅れた理由については確認がとれていません。昨年12月には国の子ども・子育て会議で方針が固まり、年度末には省令案が示されるということになっていましたけれども、4月末にパブリックコメントが行われたんですが、それも省令案の概要しか示されなかったものですから、県条例の策定作業が遅れてしまいました。

(菱谷委員) 学級編成の基準について、短時間利用児、長時間利用児の共通の4時間については学級を編成し、その学級は幼児数35人以下を原則とするというのがある一方で、長時間利用児の4・5歳児については30人に1人保育教諭を置くというのがあるんですけど、4時間のところも30人に1人で学級編成していくことになるんですかね。実際に認可していくときは、子どもの数から計算をして職員の必要数を出すじゃないですか。たとえば0歳児が3人いて先生が1人じゃトイレにも行けないので、認可を出すときには最低2人おいてくださいというんですが、実際にそういうものが認可基準として保障されないと、これだけおいてくださいとお願いしても、実際に基準を満たして認可してしまったら、置かないでスタートすることもあるのではないかと危惧しています。それは事故につながったりするので、県の条例で、乳児室の面積基準を3.3㎡としているように、国の基準よりも厳しくしてもらえたら、安心かなと思います。

職員配置基準の「おおむね」も取ってくださっていますので。

(事務局) 職員配置については幼稚園の基準と保育所の基準をあわせたものとなっております。幼稚園の学級編成の基準については踏み込みがされなかったというところがございます。

(菱谷委員) ほとんどの幼稚園が3歳児は20人や30人以下でクラス編成をしているので、そういうものを保障するような公定価格を設定しておかないといけないし、子どもの数が35人だとしたら、ふつうは先生が2人ついておられるので、そういう基準を明記していただいてよいと思います。幼稚園の基準と言っても、現実には3歳児については20人以下でクラス編成されていますので。

(事務局) 3歳児の職員配置基準につきましては、保育所の基準とあわせて国の子ども・子育て会議で検討されておりまして、20人に1人を配置基準とすべきという議論がされていたんですけども、保育士の確保の問題などが絡み合って、当面は、加配した場合には給付費の加算で対応するというかたちで、国の方で取りまとめられております。そうしたものとあわせて、県の認可基準も最低基準を定めるというかたちで条例を検討せざるを得ないと考えております。

(2) 議事 福岡県幼保連携型認定こども園基準条例(仮称)の策定方針について

(事務局) 資料1に基づき説明

(部会長) それでは質疑に入ります。

(部会長) ではまず私から、4ページの10番のところですけども、子育て支援事業の実施内容について市町村の意見を聞くというのは、どういうことを想定しているのでしょうか。幼保連携型認定こども園がこういう支援をしますということについて市町村の意見

を聞くのですか？

（事務局）地域の子育て支援事業につきましては、市町村が実施主体でありまして、いろいろな取組がありますけれども、市町村と協議していただいて、調整を図りながら、より効果的に実施していただくほうが良いのではないかと考えております。前回の部会で委員の皆様からご意見が出ておりましたが、個別の子育て支援をやるように条例で定めることは、それぞれの市町村の実情が様々であり、実施体制も異なることから、それぞれの地域にあった体制を取っていただけるように、市町村の中で調整していただくようにしたほうが良いのではないかとと思ひまして、条例の中に市町村の意見を聞くように入れさせていただければと考えたところでございます。

（部会長）施設側から、市町村の意見を聞くということについては、どうですか？

（石井委員）そうですね。昨年から幼保連携型認定こども園をさせていただいて、地域の子育て支援をさせていただいておりますが、市の職員の方と細かいことまでお話ししながらやっています。うちでは朝9時から2時まで育児相談をやっているんですけども、子育て家庭の若いお母さんたちが、ご自分の都合の良い時間に集まってきて、お母さん先生たちと、いろいろ子育ての悩みとかを相談されています。

（部会長）子育て支援については幼稚園でも保育所でも、幼保連携型認定こども園のように義務付けられてはいないけれど、今までもやっておられますよね？

（事務局）そうですね。認定こども園については子育て支援事業をやっていただくことが義務付けられていることから、市町村の中で、方向性とか地域的なバランスとか、そういったものについて市町村と意見を交わしながらやっていただくことによって、効果的に子育て支援を実施していただけるのではないかと考えております。

（部会長）研修のこととも関わってくるんですけども、子育て支援については、きちんと研修しておかないと、問題も起きたりしますので、研修の中にも、認定こども園の先生方が子育て支援をきちんとできるように、科目として入れていかないといけないと思ひます。

子育て支援と言われだしてそんなに日が経っていませんので、きちんとした研修を入れ込むような方向性が必要ではないかなと思ひます。

（石井委員）幼稚園教諭の場合は夏休みに集中して研修に行くのですが、保育の場合は代替職員がいないと出したい研修があっても出せない。質を高めたいけれど、研修に出にくいというところがあります。勉強してもらいたいけれど、代替りの保育士の確保が厳しくて、非常に難しいです。

話は飛びますが、市の子育て支援センターで働いていた資格のない方が、空いている時間に手伝いに来てくださるんですけど、かなりのキャリアがおります。そういう方が、き

ちんと研修に行かれて、ある程度の経験を積まれたら、資格を取れるような方向になってほしいなと思います。ここにも「研修により・・・専門性と資質を向上させていく」と書いてありますけれど、そういうことを希望したいと思います。非常に保育士を確保するのが難しく、研修に出した後の代わりがなく、研修に出せないことがあるという現状を考慮していただければと思います。

(菱谷委員) 今、保育所と幼稚園の団体がそれぞれの研修を組まれています。幼保連携型認定こども園に幼稚園から移行した場合には、幼稚園の研修はご存知ですが、保育所の研修はご存じなかったりとか、逆の場合もしかりです。

幼保連携型認定こども園の団体に、研修体制について協議し、年間でどうするのかという計画を立てなければならないのかなと思います。幼稚園から移行しようとするとき、幼稚園の内容の研修は入っているけれど、3歳未満児の内容は入っていないとか、全体の園を運営するうえでの研修の体制がないものが見受けられます。また、園長先生が研修に出してあげたいと思う時に、代替の保育者が集まらないという現状もあり、研修を実施していくのが状況としては厳しいのかなと思います。

(石井委員) 県の方で、今は仕事をされていないけれど、働く準備をしている保育士について、調査はされていますか？

(事務局) 保育の需要増大に伴って保育士不足が喫緊の課題になっておりまして、潜在保育士といわれる保育士資格を持っているけれども保育に従事していない方々を対象に現場復帰促進研修を行っておりますけれども、いつでも働けるという保育士の登録というと、スポット的ではなくて、継続的に勤務していただくために求職票を出していただいて、保育所とマッチングしていくような事業をやっています。

(菱谷委員) 国として保育士が足りないの、潜在保育士に対しての取組は、どこの自治体でもされていますよね。

(事務局) そうですね。養成校の新卒の方に保育現場に就職していただくためのアプローチも必要ですので、今年度から、そういったことにも力を入れていきたいと思っています。福岡県で保育士登録している保育士は5万5千人いるんですけど、保育所に従事しているらっしゃる保育士は1万8千人程度ということで、有資格者であってもほかのお仕事についておられる、若しくは在宅でいらっしゃるという方が相当おられるということになりますので、そういった方々を、保育士不足の状況の中では、何とか保育現場に就職していただけるような施策として取り組んでいるところでございます。

(石井委員) 免許を持っていない方が研修を受ける機会というのはあるのでしょうか？子育て支援センターなどで乳幼児に関わってきた経験はあるけれども免許は持っていない方に、研修を受けてある程度単位をとれば免許が与えられるというのは、無理ですか？

(事務局) 一定期間保育現場に従事していただいた方については保育士試験を受けていただく資格が与えられるようになっております。資格を有しておられない方に対しての研修については、子育てマイスターとって、ある程度高齢の方で子育ての経験がある方に対して、地域の子育て支援の現場で働いていただくということで、30時間程度の研修を行って、修了者を登録してご紹介するという事はやっています。

(菱谷委員) それはファミリー・サポート・センターの研修とは別ですか？

(事務局) それとは別にやっております。

(部会長) 子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援事業の中で、利用者支援というものが新しく事業化されましたよね。

幼保連携型認定こども園の子育て支援事業の中に、国の資料では利用者支援が入っていませんでしたけれども、市町村との調整の中で実施することは出来るんですか？

(事務局) 利用者支援は、保育だけではなくて、すべての子どもに対するいろんな施策について案内をする役割がありまして、政令市のようなところでは区役所に置かれた保育コンシェルジュが待機児童対策として保育所の案内ということで注目を浴びておりますが、どちらかという他市の町村では子育て支援拠点施設に配置された職員がその自治体の子育て支援施策を幅広く案内する役割を担っております。認定こども園でもそういった役割を担うことはできると思っております。

(部会長) わかりました。

その他、ございませんでしょうか？

(菱谷委員) 8ページの衛生管理とか職員の健康診断については、省令の中には規定がなく、審査基準等で定めるとされているんですが、国は法の施行規則を改正して規定する予定と言ってますが、条例は9月に出来るということなので、審査基準のところ規定するんですかね？

衛生管理については、認定こども園の申請を出してこられるときに、学校教育法の施行規則に準じてものすごく細かいものを出してこられるところもあれば、全然内容がないものを出してこられたりとか、現場ではものすごくバラつきがあると思うんですよね。国が法の施行規則を改正するという事なら、それを受けて、審査基準ではなくて条例の中で、それに準拠するという事にはならないのでしょうか？

(事務局) 国のスケジュールでは施行規則改正が早く6月ということですので、これが7月、8月に伸びますと、条例化が難しくなりますので、今考えておりますのは、審査基準の中で衛生管理については国の施行規則に従うというかたちになるのかなと考えております。

(菱谷委員) 県の基準条例と審査基準は別物になるんですか？

(事務局) 条例の中で規定されているものについて、より詳細な基準について定めておかなければ運用上不明な点が残ってしまうということがあります。そうしたものを補うために、条例のもとに審査基準を定めることとなります。

審査基準を定めるときはパブリックコメントを行って定めることとなりますので、そういうかたちをとろうかと思っております。

(菱谷委員) 基準条例よりは下位の基準になるけれど、パブリックコメントも行ってつくられるということで、衛生管理についての最低基準を定めるということですか？

(事務局) はい。国の施行規則を見たくて内容を検討して、パブリックコメントを実施して、定めていきたいと考えております。

(部会長) その他、ございませんでしょうか？

(宮崎氏) 資料10ページの一番下の24番ですが、幼稚園と保育所の両方を持たれていて、その間に道路が入っているという場合もあると思うんですけど、「隣接」の定義について、何メートル離れているところまでを隣接といえるのか、その基準については規定されるのでしょうか？

(事務局) 現在の認定こども園条例の審査基準では、100メートルという基準を定めています。園児が安全に移動できることが条件となっています。しかし、いままでは幼稚園と保育所のそれぞれの認可を持つ施設が幼保連携型認定こども園ということだったので、離れていることが前提にあったのですが、今回の省令では、幼稚園と保育所が離れているケースについての規定がされておられませんので、国に確認してご連絡させていただいてよろしいでしょうか？

(宮崎氏) 園庭も非常に大事な環境なので、もっといい環境をと考えた場合、どのくらいの距離まで許されるのかと思ひまして、いま100メートルという基準を目安にすればよいと理解しましたので、また何かわかりましたら、教えていただければありがたいです。

(菱谷委員) 「安全に」というのは、すごく主観的になりますよね。たとえば道を挟んでいる場合に、その道をすごく車が往来していて、そこを頻繁にわたらないといけなかったら、私たちは危ないと思いますが、園が「いつもわたっているから大丈夫」と言えばいいということになるのでしょうか？主観的な内容ですが、そこは現状を見に行かれてチェックされるんですよね。

(事務局) はい。

(部会長) 横浜の保育室を見に行ったんですけど、だいぶ歩いたところの公園を利用して
いるところがあったんですけど、可能なの？

(事務局) 現在の保育所の基準でも安全な移動と常時利用が確保されていれば可能です。
そういったものを幼保連携型認定こども園で認めるかどうかということは、今後、ご意見
をいただきながら審査基準で決めるというかたちになってまいります。

(部会長) ある保育所の分園で、園庭がないわけですけど、園庭まではものすごく大きい
交差点があって、そこを安全に移動しているとは・・・

(事務局) 現行の認定こども園については、審査基準に基づいて、100メートル程度の
近接性や車両の通行量等を確認させていただいております。「安全に移動できる」とか「安
全に利用できる」というのは主観的なものになってきますので、ある程度の目安は設定さ
せていただくことになると思いますが、具体的にどういった基準を設けるかについては、
今後検討していきたいと思っております。

(菱谷委員) 交通量の客観的な数字とかを出していただいた方がいいですね。

(部会長) 移動時間帯もラッシュの時間ではない方が・・・

(事務局) 移動するときも交差点の通行量が多い場合などは、必要な保育者を確保して、
移動のときに危険がないように申し上げておりますので、今後とも、そういったところの
安全は確保していきたいと思っております。

(部会長) その他、ございませんでしょうか？

(森田委員) 8ページの15番の非常災害対策についてですが、一番下の2の避難及び消
火に対する訓練は「少なくとも」毎月1回は行わなければならないとなっておりますが、
必ず毎月1回は訓練を行うということですよ。

(事務局) はい。毎月1回以上は行っていただくことになります。

(森田委員) 幼稚園部分のお子さんも保育所部分のお子さんもみんな一緒に訓練を行うと
いうことですよ。

(石井委員) (本園では一緒に) 昨日も訓練を行ってきました。昨年来、幼保連携型認定こ
ども園になって、毎月訓練をしてきた成果が出てきているなと思えました。訓練は月1回
以上必要だと思います。

(部会長) 午前中にやるんですか？

(石井委員) 午前中だったり、昼に設定したり、遊びの時間とか、いろんな時間設定で、何も知らせないときもあります。毎月できますので、いろんなパターンがあります。

(森田委員) (保育所でも) 午睡時とか、いかなる時でも、自由遊びの時に行くとか、その月々で決めておりますので、それに忠実に、保育士側が訓練するというかたちになっております。「花子さん」と言ったら不審者というふうに周知徹底していますので、そういうふうに不審者対策もやっております。

(事務局) これにつきましては、保育所の基準策定の時に、県の独自基準として入れさせていただいたものを、幼保連携型認定こども園につきましても、入れさせていただこうと考えております。

(部会長) その他、ございませんでしょうか？

(部会長) 私たちがこのような部会をもつのは、これが最後になるのでしょうか？

(事務局) 基準条例の策定につきましては、本日頂いた委員の皆様のご意見を反映させたかたちで、今後作業を進めさせていただこうと思います。

また、部会につきましては、新しい基準による幼保連携型認定こども園の認可についてご審議していただこうと思いますので、今年度末頃になるかと思いますが、再度お集まりいただこうと考えております。

(部会長) 条例について、意見が言えるのはこれが最後になりますので、しっかりとみていただいて、他にございますでしょうか？

(佐々木会長) それでは、無いようでございますので、以上で質疑を終わらせていただきます。